

議案第 1 号

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

個人番号カードを利用してコンビニエンスストアが設置する多機能端末機から印鑑登録証明書の交付申請を行う場合において、その取扱いについて所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年里庄町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者であり、かつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この項において同じ。以下この項において「個人番号カード」という。）を保有する者は、多機能端末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続された民間事業者が設置する通信端末機器であって、個人番号カードを使用して証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条第 2 項において同じ。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第 16 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 町長は、前条第 2 項の申請があったときは、当該申請が行われた多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。